

6 予 防 第 4 8 4 号
令 和 6 年 7 月 1 2 日

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二 様

東京消防庁予防部
防火管理課長 石井 珠美
(公 印 省 略)

防火・防災管理者の選任及び防火防災管理業務等の実施について（依頼）

平素より、消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京消防庁では、昨年度に引き続き、今年度も防火対象物の火災予防のため、建物及び事業所の関係者の方々に対し、防火防災管理業務を適正に行っていただくよう、各種取組を推進しております。

つきましては、貴協会の会員の皆様方へ、下記の事項について周知していただくようお願い申し上げます。

記

1 防火・防災管理者の選任の届出

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物において、選任の届出をしていない場合は、防火・防災管理者の資格を証する書面（防火・防災管理講習の修了証等）を添えて、管轄消防署へ速やかに届出をしてください。
- (2) 防火・防災管理者の資格を取得するための講習の申込みは、各消防署及び電子申請で受付をしています。

2 自衛消防訓練の実施

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要となる建物では、消防計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を行う必要があります。

なお、建物内のテナントも自衛消防訓練を実施する必要があるため、テナントの関係者にも自衛消防訓練の実施に配慮することを伝え、建物側と合同で自衛消防訓練を実施することもご検討ください。

- (2) 自衛消防訓練の方法の一例としては、実動訓練以外にも、当庁ホームページに掲示しています「ネットで自衛消防訓練」を活用して行うこともできます。基本の活動要領についての解説動画を視聴後、実際に現地の消火器等の設置場所や避難経路等を確認す

ることで自衛消防訓練としているのでご活用ください。

- (3) 自衛消防訓練を実施する場合は、事前に管轄の消防署へ連絡してください。消防署への連絡は、自衛消防訓練通知書をお持ちいただく方法や電子申請による方法等があります。

3 自主検査等の実施

- (1) 防火・防災管理者の選任が必要な建物では、消防計画に基づき、日常及び定期的な自主検査等を行う必要があります。消防計画の内容を確認の上、適正な自主検査等の実施に配慮してください。
- (2) 消防法に基づく消防用設備等の点検及び報告を定期的実施してください。

4 その他

- (1) 本年7月下旬に、自衛消防訓練の未実施や各種点検の未報告等がある建物の所有者等の方に対して、当庁の委託事業者から文書（自衛消防訓練・消防設備点検・防火対象物点検のご案内）を送付します。
- (2) 当庁ホームページから、建物を管轄する各消防署を検索できますので、各種届出を行う場合の参考としてください。

問合せ先

東京消防庁

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

電話 03-3212-2111

自衛消防訓練関係

防火管理課自衛消防係 渡部 石本

内線 5142 5146

各種点検報告関係

査察課査察技術係 森田 森河

内線 4942 4971